

# アイヌ政策の系譜と アイヌ施策推進法



ここでは、内閣官房のホームページをはじめとする公表資料をもとに、戦後のアイヌ政策について概観した後、アイヌ施策推進法<sup>※1</sup>の検討の過程を追っていきます。

## 戦後から現在までのアイヌ政策の系譜

戦前の北海道旧土人保護政策は、戦後の民主化改革の一環として内務省が解体され、昭和21年に北海道旧土人保護法が改正された際に実質的に終了しました。この結果、戦後しばらくは国によるアイヌに関する政策の空白期間が続きました。北海道民全体とアイヌ系住民の間には生活面・教育面などで格差が存在し、それがさまざまな課題を招来していることから、昭和30年代より北海道庁がウタリ福祉対策（現在の生活向上施策）を実施し、昭和49年には北海道開発庁が政府の窓口となって財政的な支援体制が確立しました。

ウタリ福祉対策の実施により北海道民全体とアイヌ系住民との生活面・教育面などにおける格差は徐々に是正されましたが、アイヌの人々が抱えるさまざまな課題の解決には至らず、昭和50年代から北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）を中心として、民族としての権利を保障することを求める要求が活発化しました。このような動きを受けて当時の横路孝弘北海道知事も政府にアイヌ新法制定を要望しましたが、政府側は慎重な対応を続けていました。その後、村山富市内閣に至り五十嵐広三内閣官房長官（元旭川市長）が平成7年に「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」を設けて検討することを決断し、平成9年にアイヌ文化振興法<sup>※2</sup>の制定に至りました。アイヌ文化振興法制定時に、アイヌを法的に先住民族として位置づけるべきとの議論がありましたが、国際連合における先住民族の議論も途上であったことから、検討課題にすることとなりました。

その後、平成19年に先住民族に関する国際連合宣言が総会で採択されました。翌平成20年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が、衆議院と参

### ※1 アイヌ施策推進法

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」のこと。

### ※2 アイヌ文化振興法

平成9年7月1日に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」のこと。この法律の附則により、北海道旧土人保護法（厚生省所管）は廃止された。

議院の双方において全会一致で決議されました。この決議を受けて町村信孝内閣官房長官は談話を出して、新たなアイヌ政策のあり方を検討することを約束し、その約束を実行するために内閣官房長官の私的懇談会として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催しました。また、懇談会の事務局として内閣官房にアイヌ政策推進室が設置されました。この懇談会における検討の末、とりまとめた報告書（平成21年）においては、①国によるアイヌ文化復興の拠点「民族共生象徴空間」の整備、②国民の理解の促進、③道外のアイヌに対する生活向上施策の実施、④推進体制の整備、⑤国の姿勢と覚悟を法律で示すための立法措置の検討などが提言されました。これを受けて、政策の企画立案・推進体制を強化するために、平成21年8月にアイヌ政策推進室を改組してアイヌ総合政策室が設置されました。また、平成22年1月以降、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政策推進会議（座長：内閣官房長官）が開催されています。この会議の下に「民族共生の象徴となる空間」作業部会（平成22年3月～平成23年5月）と「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会（平成22年3月～平成23年5月）が設置され、それぞれのテーマについての検討を重ね、各部会報告がとりまとめられました。部会報告の公表に伴って両部会は廃止され、平成23年8月に新たに政策推進作業部会が設置され、有識者懇談会報告及び両部会の報告に基づく政策の具体化方策について検討を重ねられ、その結果、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）の制定（平成31年4月）、ア

イヌ遺骨等の返還・集約（令和元年12月）、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開業（令和2年7月）などに結実し、今日に至っています。

とりわけ、アイヌ施策推進法の制定によって、図-1のように、政策体系は大幅な拡充が図られたものといえます。

### アイヌ生活向上施策（旧ウタリ福祉対策）

戦後まもなく、社会保障・福祉関係立法の整備に伴って、アイヌの人々の生活や教育等に関する特別な施策は実施されなくなりました。その後、わが国が急速な経済発展を遂げていく中になっても、アイヌの人々の生活面等における格差、学校や就職における差別は根深く残ったままであるという指摘がありました。

このため、昭和36年度から、北海道庁は、生活館の整備などアイヌの人々の福祉向上対策の取り組みを開始しました。昭和49年度以降は、「北海道ウタリ福祉対策」を策定し、社会福祉の充実、教育・文化の振興等の関連施策を総合的に推進してきました。さらに、平成14年度からは事業内容を整理し、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」として、今日まで引き続き実施しています。

北海道のアイヌの人々の生活や教育の状況等については、昭和47年以降、数次にわたり北海道庁が実態調査を行ってきました。その結果をみると、北海道に居住するアイヌの人々の生活状況や進学率等は着実に改善されてきました。アイヌ生活向上施策は、今日でも北海道庁により継続実施されていますが、国会や道議会などにお

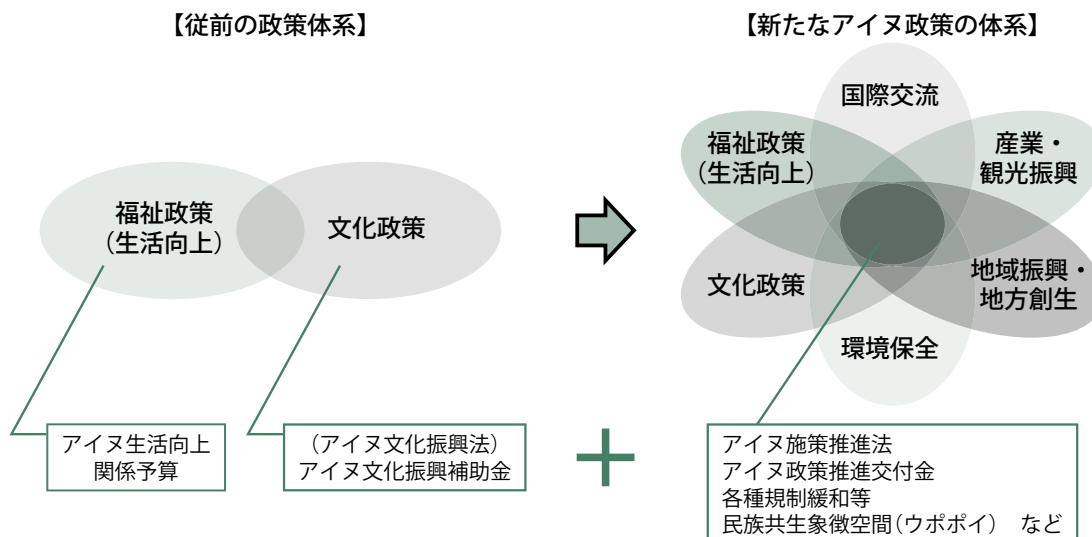


図-1 アイヌ政策体系の変化

ける議論からは、アイヌの人々と北海道民・国民全体との格差の状況を踏まえ、一般施策に上乘せして特別な措置をとる必要性を説明することが求められてきたことがわかります。また、過去に生じた不適切な事案の教訓を踏まえ、施策の対象者を確定する手続きや貸付金、奨学金等の債権管理などについては、公平・公正・透明に運用することが求められています。

## アイヌ文化振興施策

アイヌ文化振興施策についての経緯は前述したとおりですが、とりわけ「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書には、アイヌ政策を推進する上での重要な考え方が示されています。

### 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（平成8年4月）抜粋

#### （アイヌの人々の先住性）

少なくとも中世末期以降の歴史の中でみると、学問的にみても、アイヌの人々は当時の「和人」との関係において日本列島北部周辺、とりわけ我が国固有の領土である北海道に先住していたことは否定できないと考えられる。

#### （アイヌの人々の民族性）

一般に、民族の定義は言語、宗教、文化等の客観的基準と、民族意識、帰属意識といった主観的基準の両面から説明されるが、近年においては特に帰属意識が強調されてきており、その外延、境界を確定的かつ一律に定めることは困難であると思われる。

（中略）

アイヌの人々には、民族としての帰属意識が脈々と流れており、民族的な誇りや尊厳のもとに、個人として、あるいは団体を構成し、アイヌ語や伝統文化の保持、継承、研究に努力している人々も多い。また、これらの活動に参画し、積極的に取り組んでいる関係者も少なくないことにも注目すべきである。

このような状況にかんがみれば、我が国におけるアイヌの人々は引き続き民族としての独自性を保ってい

るとみるべきであり、近い将来においてもそれが失われると見通すことはできない。

#### （我が国の近代化とアイヌの人々）

明治以降、我が国が近代国家としてスタートし、「北海道開拓」を進める中で、いわゆる同化政策が進められ、（中略）アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定的なものとなった。法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々は多数に上った。

#### （新しい施策の基本的考え方）

ウタリ対策の新たな展開の基本理念は、（中略）アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展に資することであり、（中略）。この基本理念に基づくウタリ対策の新たな展開は、過去の補償又は賠償という観点から行うのではなく、アイヌの人々の置かれている現状を踏まえ、これからの我が国のあり方を志向して、少数者の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化をもつ活力ある社会を目指すものとして考えるべきであろう。

以上のとおり、アイヌの人々の「先住性」「民族性」の捉え方、近代化の影響、そして民族としての誇りが尊重される未来志向の共生社会を目指すための施策展開など、今日のアイヌ政策の礎となる考え方が示されています。これらの考え方は、後の国会決議においても基本的に踏襲されているものと見受けられます。

平成9年に制定されたアイヌ文化振興法に基づいて、文部科学省（当時の文部省）がアイヌ文化の振興を、国土交通省（当時の総理府北海道開発庁）がアイヌの伝統とアイヌ文化に関する知識の普及・啓発に関することを担うこととなりました。また、同法に基づく施策に関する事業を実施する組織として、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構<sup>※3</sup>を平成9年に設立し、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興、イオル事業などを通じた国民理解の促進などの事業が展開されてきています。

※3 公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

発足当時は財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構。平成30年4月に一般財団法人アイヌ民族博物館と合併し、現在は公益財団法人アイヌ民族文化財団となった。

## 先住民族の権利に関する国際連合宣言

国際連合における先住民族に関する議論は、昭和57年の先住民族作業部会の設置以降、長い年月をかけて行われ、平成19年9月13日の総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。

宣言の採択に際して日本国代表は、「基本的には、人権の保護に資するもの」として賛成票を投じました。また、採択に際して、「我が国は、宣言にいう自決権については、宣言が明らかにしているように、『先住民族』に対して、居住している国から分離・独立する権利を付与するものではないこと、宣言にいう集团的権利については、宣言に記述された権利は個人が享有するものであり、各個人がその有する権利を同じ権利を持つ他の個人と共に行使することができるとの趣旨であると考えていること、宣言に記述された権利は、他者の権利を害するものであってはならず、財産権については、各国の国内法制による合理的な制約が課されるものであると考えていること」などを総会で述べています。

宣言は、各国の国情によりさまざまな状況に置かれている先住民族に対する汎用的な指針となるようにしたためか、さまざまな民族を拾えるように「先住民族」の定義規定をあえて置いていないように見受けられます。また、法的な拘束力を外して、多種多様な経緯の下で培われてきた実例・慣行や考え方を含めて、さまざまな権利を網羅したいわば「権利のカatalog」としての内容を盛り込んだため、「宣言」という形式を採ったものと考えられます。このため、通常の条約などでは批准のための手続き規定が置かれていますが、この宣言にはそのような規定が見受けられず、したがって日本国憲法第73条第3号に基づく国会承認の対象となるような文書ではないものと考えられます。このことは、宣言の各条項がアイヌ施策推進法案の検討に当たって、どのように取り扱われたのかについてを尋ねた質問主意書に対して「宣言は法的拘束力を有するものではなく、政府としては、

宣言の各条について網羅的に国内措置を講ずるという観点からの検討は行っていないが、平成二十年六月六日に衆議院及び参議院の本会議において採択された『アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議』において『宣言における関連条項を参照しつつ、・・・総合的な施策の確立に取り組むこと』とされたことも踏まえ、宣言のうち、差別を受けない権利の規定、国民の理解の促進に関する規定、土地資源に関する権利の規定及び先住民族の文化に関する権利の規定を参照し、これらの趣旨に対応する措置として、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念、国及び地方公共団体の教育活動、広報活動等の責務、国有林野における林産物の採取及び内水面におけるさけの採捕に関する特別の措置等を法案に盛り込んだものである」と回答していることと符合しています。

## アイヌ施策推進法

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府のアイヌ政策はアイヌ政策推進会議における議論を通じて実現が図られてきました。この会議はアイヌの人々の意見等を踏まえつつ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するために内閣官房長官が主宰するもので、平成22年1月以降、これまでに11回の会合が開催されています。

そこで、ここからは、特にアイヌ施策推進法について、会議や記者会見での官房長官の公式発言などを引用しながら、具体的にどのような検討の過程をたどってきたのかについてまとめていきます。

### 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（平成21年7月）

おわりに（抜粋）

（本報告書で提言している様々な）諸政策の中にはその



実現に多くの時間とたゆまぬ努力を要するものがあり、さらに今後の具体的な検討に待たなければならないものも含まれている。したがって、国としての継続的かつ着実な取組が強く期待されているところであり、それだけに、そのような国の姿勢と覚悟を法律のかたちで具体的に示すこと、いわゆる立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有すると考えるものである。今後の取組を進める中で、この点についても、検討を求めたい。

上記のように、新法制定について、平成21年の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書では、法を制定することの意義について触れるにとどまり、法律で規定すべき具体的な措置内容にまで踏み込んだものとはなっていませんでした。このため、報告書の本文中で具体的に提言されたアイヌ文化復興の要となる民族共生象徴空間や道外アイヌ政策の拡充などの検討が先行し、法制定について踏み込んだ議論はしばらく行われなかったように見受けられます。

転機が訪れたのは、次の菅義偉官房長官会見の発言であったと考えられます。

**平成28年3月28日 内閣官房長官定例会見  
(北海道アイヌ協会からの法律制定に関する要望についての記者からの質問に対して)**

まず、アイヌの方々が先住民族としての名誉と尊厳、ここをしっかりと保持をして、これを次の世代に継承していくことは極めて重要だというふうに思っています。活力ある共生社会を実現していく、これが政府の基本的な考え方であり、このために民族共生の象徴空間、今整備をされています、ここはしっかりと進めたいというふうに思います。オリンピック・パラリンピック前ということも申し上げてますが、それまでにしっかりと整備したい。そして、その空間を各地域のアイヌの活動の拠点として、国の内外に対してアイヌ文化の素晴らしさというものをやはり強力に発信をしていきたいというふうに思います。また、こうし

た取り組みに加えて、生活向上対策や幼児期の教育問題など貧困問題を含めて、幅広くアイヌ政策に取り組むということ、ここが必要だというふうに思っています。そういう中で法的措置の必要性についても総合的に検討していきたいと思います。

**同年5月13日 アイヌ政策推進会議（第8回）  
(会議における内閣官房長官の発言)**

また、全国的見地からの施策の推進、国民理解の促進についても、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。現在、施策の改善方策を含めて幅広くアイヌ政策を検討しているところではありますが、その中で法的措置の必要性についてもしっかりと総合的に検討していきたいと思います。

**同日 萩生田光一内閣官房副長官会見（官房長官代行）  
(アイヌ新法の制定についての記者の質問に対して)**

本日の会議を受けまして、事務方に対しては早急に検討体制を整備し、検討に着手するよう官房長官より指示があったと承知をしております。具体的にいつまでに取りまとめるかは現段階では未定でありますけれども、検討に当たっては、若い世代を含め、さまざまな立場のアイヌの方にとってどのような施策が必要か、真のニーズを把握・分析していくことになろうというふうに思います。

この発言にある「アイヌ政策の総合的検討」について、菅官房長官の指示を受けて、検討が開始されたとみられ、会議の議事録などでも議論が開始されたことがわかります。翌年には、次のような会議の発言と新聞記事があります。

**平成29年5月23日 アイヌ政策推進会議（第9回）  
(会議における内閣官房長官の発言)**

昨年の会議で申し上げましたが、その政策の総合的な検討については、固定観念や先入観を取り払い、アイヌの方々に寄り添った政策とするように、しっかりと取り組んでいかなければならないと思います。これから先住民族政策の基本的事項を整理して、立法措置を含めて検討を行ってまいりたいと思います。

**同年8月5日 北海道新聞 菅官房長官インタビュー記事**

——新法制定への考え方を教えてください。

「アイヌ民族を先住民族と認めた国会決議（08年）の内容を法律にし、共生社会の構築に向けた方向性を明らかにすることを検討しています」

——新法に生活・教育支援を盛り込むことについてはどう考えますか。

「現在は道がアイヌ民族の生活向上施策を行っています。これを法律に基づく権利にするには、憲法14条の平等原則との関係など整理する課題があります」

——法律に盛り込むのは難しいということですか。

「直ちに法的な課題を整理するのはなかなか難しい。だから、まずは施策による対応が基本になります。今できることをやるのが大事なのです。アイヌ民族であることを表に出していない人や道外に住むアイヌ民族にどう対応していくかなどの課題を整理していきます」（中略）

——米国やニュージーランドなど先住民族政策に取り組む国の多くは、過去の権利収奪について謝罪をしましたが、日本政府は今もアイヌ民族に公式の謝罪を行っていません。

「08年の官房長官談話で『近代化の過程で法的には等しく国民でありながら、差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌ民族が多数いることは歴史的事実で、あらためて厳粛に受け止める』という認識を示しています。これに基づいて、民族共生象徴空間をはじめ未来志向のアイヌ政策を推進しています」

その後のアイヌ政策推進会議においては、地域説明会で出されたアイヌの人々の意見等を取りまとめて、法案についての検討が進められたようです。

**平成30年5月14日 アイヌ政策推進会議（第10回）**

**（会議における内閣官房長官の発言）**

様々な立場のアイヌの皆さんが現在抱えている課題、要望を幅広く伺ってきた結果についても事務局から報告がありました。それによりますと、今後の政策のあり方に関わる基本論についても、様々な意見があることを受けとめる必要があると思います。

このような状況を踏まえ、今後、未来志向のアイヌ政策となるよう、丁寧に、アイヌ政策のあり方を検討していきたいと思います。その検討の中で、従来の文化政策や福祉政策から地域振興、そして産業振興にも軸足を置いて、アイヌの皆さんの自立を図るための立法措置を検討していきたいと思います。

今後とも委員の皆さんの御協力をお願い申し上げます。

この会議の後の内閣官房の予算要求をみると、アイヌ施策に取り組む市町村を支援するための新たな交付金制度を創設する旨の要求が行われ、年末の予算の政府原案に新交付金制度の創設に必要な予算10億円が計上されています。

そのタイミングで開催されたアイヌ政策推進会議と翌日の菅官房長官定例会見において、新たなアイヌ政策を推進するための関連法案を通常国会に提出する旨が示されました。さらに翌21日の閣議においては、総理より

この後、平成29年12月から翌年3月にかけて、内閣官房主催の地域説明会（図-2）が開催されています。

**【合計】**

開催回数 12回  
参加者 のべ286名  
(男性168名女性118名)

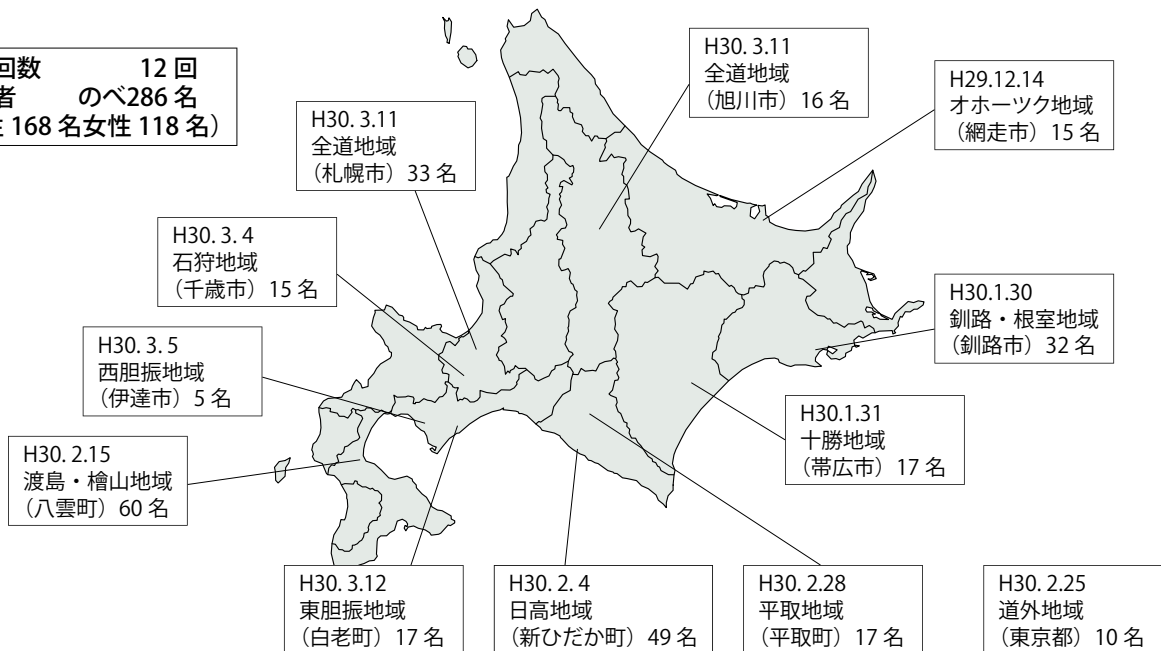


図-2 アイヌ政策再構築に係る地域説明会の開催状況（出典）第10回アイヌ政策推進会議提出資料

石井啓一国土交通大臣がアイヌ政策推進の制度整備を担当する国務大臣に指名され、その下で法律案の立案作業が進められることになったことが発表されています。

#### 平成30年12月19日 アイヌ政策推進会議（第11回）

##### （会議における内閣官房長官の発言）

本日、委員の皆さんには大変貴重な御意見をいただきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

政府としては、アイヌの皆様が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代に継承していくことは多様な価値観が共生し、活力ある社会を実現する、そのためにも非常に重要なことと考えております。

本日いただいた御意見を踏まえ、未来志向のアイヌ政策となるよう、引き続き象徴空間の開業に向けた準備を遺漏なく進めるとともに、法案について新たな交付金制度の創設などの検討を進め、次期通常国会へ提出を目指してまいります。

##### 同月20日 内閣官房長官定例会見

##### （アイヌ新法の狙いと意義）

政府としては、アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持し、そして、これを次世代に継承していくことは、多様な価値観が共生をし、活力ある共生社会を実現するために非常に重要なことだと思っています。アイヌの皆さんに寄り添い、未来志向の下、アイヌの皆様の要望にできる限り、これを対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進していきたい、このように思います。昨日の推進会議においても、アイヌの皆様や地元の方々から貴重な御意見を伺いました。新法についてもいただいた御意見、こうしたものを踏まえつつ、新たな交付金制度の創設など検討を進め、次期通常国会に提出をしたい、このように考えております。いずれにしろ、この交付金を活用して、従来の福祉施策や文化振興に加えて、地域振興、産業振興、そして観光振興、こうしたものを含む多岐な分野にしっかりと支援をしていきたい、こういうふうに思います。

##### 同月21日 内閣官房長官定例会見

##### （アイヌ政策推進の制度整備担当大臣について）

先程、総理から閣議の中で北海道及びその周辺地域の先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現すること、ここが極めて大事であります。そして、次期国会に必要な法案を提出をしたい。そして

アイヌ政策を総合的に推進をする、その整備をする事務について、石井国土交通大臣をお願いをした。指示の具体的内容というのは、先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指して関係大臣と協力をして、必要な法案を国会に提出をして、アイヌ政策を総合的に推進するための制度整備を進めていく。そういうことで、石井大臣をアイヌの指定大臣にしたということでもあります。

その後、法律案の検討が進められ、翌年の2月15日に法案が閣議決定されました。

#### 平成31年2月15日 内閣官房長官定例会見

##### （アイヌ新法閣議決定の所感）

アイヌの方々が、民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代に継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある共生社会を実現するために必要と考えているところであります。本日、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出することといたしました。政府としては、未来志向のアイヌ政策となるよう、昨年12月のアイヌ政策推進会議での議論を踏まえて検討を進めてきたところであり、新たな交付金制度を創設し、従来の福祉施策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含む多岐にわたる施策を進めていこうとするものであります。今後、国会において、担当大臣である石井大臣から、本法律案の趣旨をしっかりと御説明させていただき、御審議の上、成立をお願いしたい、このように思います。

##### （先住民族の定義と生活支援）

これまで、国会決議や内閣官房長官談話において、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する「先住民族」であるとの認識が示されており、本法案は、このような認識を前提として、未来志向のアイヌ政策という観点から、アイヌ文化の振興や地域振興・産業振興等の総合的な政策を推進するものであります。具体的には、現在、アイヌの人々とその他の住民の格差の是正などを目的として、アイヌ生活向上施策がこれ、



実施されており、こうした従来の福祉施策や文化振興を引き続き推進することに加え、新たに交付金制度を創設し、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた総合的な政策を推進していくものであります。いずれにせよ、政府としては、アイヌの人々に寄り添いながら、未来志向のアイヌ政策という観点から、アイヌの人々が抱えている課題の解決に向けた取り組みを、着実に実施していきたいというふうに思います。

#### (交付金と生活支援との関係)

新たな交付金制度でいろいろなことが対応できるようになっていると思いますので、そうした中で生活向上施策というものがなされる、こういうふうに思っています。

法律案の名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（仮称）」となりました。また、新たな交付金制度を盛り込んだため、予算関連法律案となっています。

法律案では、目的の中に「日本列島周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」と規定し、アイヌが先住民族であることの認識を示しています。このほか、総則の中に基本理念として、「アイヌの人々の自発的意思の尊重」「全国的視点に立ったアイヌ施策の推進」「アイヌであることを理由として差別してはならない」ことなどを規定し、さらに国や地方公共団体の責務などが定められました。

さらに、具体的な措置として、①基本方針の策定等、②アイヌ施策推進地域計画の認定等、③認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（交付金の交付など）、④民族共生象徴空間の管理、⑤アイヌ政策推進本部などの規定が設けられました。

なお、アイヌ文化振興法は廃止され、必要な措置は新法に承継されました。

政府は、閣議決定した法律案を国会に提出し、審議が始まり、衆議院・参議院ともに国土交通委員会で審議されました。両院ともに、圧倒的な多数の賛成で可決さ

れ、法律は平成31年4月19日に成立、同月26日に公布。翌月の令和元年5月24日に施行されました。

また、法第32条に基づき内閣に設置されたアイヌ政策推進本部の初回会合が7月29日に開催され、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案」が決定されました。同方針案はパブリックコメントの手続きを経た後、9月6日に閣議決定されています。基本方針の策定を受けて、市町村はアイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、認定された計画に記載された事業に対してアイヌ政策推進交付金の交付を受けることができるようになりました。令和2年6月までに、北海道内29市町、道外1市が認定を受けています。アイヌ政策推進交付金は文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取り組みを支援する交付金制度で、内閣府に計上され、令和2年度は20億円の予算規模です。この交付金は事業費の8割を国が負担し、さらに残りの市町村負担部分については地方財政措置があります。交付金は令和元年9月から同2年7月までに5回にわたって交付が行われています。

#### 将来の展望

平成31年4月のアイヌ施策推進法と令和2年7月のウポポイの開業によって、アイヌ政策は新たな局面を迎えています。

アイヌ施策推進法案を閣議決定した際に菅内閣官房長官が述べた「アイヌの方々が、民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代に継承していくことは、多様な価値観を共生し、活力ある共生社会を実現するために必要」という考え方を進める上では、ようやくスタート地点に立ったともいえます。これからも国の重要政策としてアイヌ政策が推進され、それが地域の活性化や振興につながっていくことが期待されます。